

国 第 号
平成 21 年 9 月 8 日

(事業者団体等)

国土交通省 局 課長

新型インフルエンザ感染防止対策等の推進について

新型インフルエンザ (A / H 1 N 1) については、8 月における厚生労働省の発表では全国的な流行シーズンに入っているものとされ、全国的に感染が拡大しており、9 月 7 日現在では 1 2 , 5 3 7 人以上の方が感染し、すでに 1 1 人が亡くなっております。また、新学期の開始を受けて、更なる感染拡大が懸念されています。

このような状況を受け、国土交通省としては、従来の対策に加え、国土交通省及び所管事業者等における感染防止対策等を取りまとめた「国土交通省新型インフルエンザ (A / H 1 N 1) 感染防止対策等について」(別紙参照) を本日開催された「国土交通省新型インフルエンザ対策本部局長・課長級会議」において決定いたしました。

本対策は、国土交通省における感染防止対策を示すとともに、所管事業における職員及び利用者に対する感染防止対策、まん延時の事業継続方針等に関する「新型インフルエンザ対応マニュアル」の策定を促し、策定にあたっては国土交通省からの支援を実施することにより、秋冬における感染拡大に向けた総合的な対策を提示するものです。

このため、関係事業者及び事業者団体等に対しましては、国土交通省危機管理室より、新型インフルエンザの感染状況、政府及び国土交通省としての取組み、感染防止対策、新型インフルエンザ対応マニュアル策定にあたっての留意事項等についての説明会を実施し、情報の提供、認識の共有を図ることとしております。

つきましては、説明会に対する担当者のご出席をいただくとともに、関係事業者団体等におかれては、傘下の所管事業者及び事業者団体等に対しても、説明会に対する参加と新型インフルエンザ対策への積極的な取組みを促していただくようお願い申し上げます。同説明会は、近日中に開催を予定しておりますが、ご案内につきましては別途ご連絡いたします。